

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成21年10月19日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

10月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第41号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、原田平委員）	
採決	8
閉会の宣告	8

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成21年10月19日(月) 午前10時 開会
午前10時28分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	山本靖一	副委員長	野原 修	委員	藤浦雅彦
委員	木村勝彦	委員	原田 平		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正				
土木下水道部長	宮川茂行	同部次長	藤井義己	道路課長	堀 和夫
同課参事	山本博毅	下水道業務課長	石川裕司	下水道管理課長	山口 繁
同課参事	渡場修一	同課参事	川上昭人	下水道整備課長	西村克己

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長	藤井智哉	同局主査	湯原正治
--------	------	------	------

1. 審査案件

議案第41号 平成21年度摂津市一般会計補正予算(第4号) 所管分

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は時節柄、何かと行事の多い中、建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

このたびの改選で、新しく建設常任委員にご就任された皆さん方には、またこの1年間、いろいろとご審査賜りますが、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、過日の本会議で、この委員会に付託されました案件について、ご審査をいただくこととなりますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、野原委員を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第41号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

宮川土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 おはようございます。

議案第41号、平成21年度摂津市一般会計補正予算(第4号)のうち、土木下水道部に係ります部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、緊急雇用創出基金事業補助金を受け実施するもの、及び裁判の

和解に係るものの補正をお願いするものでございます。

まず、歳入でございますが、14ページをお開き願ひします。

款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では、節1、雑収入のうち上から5行目、損害賠償保険金として2,576万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。

その内容といたしましては、損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金、弁護士費用、訴訟費用など約97.6%が保険金として、社団法人全国市有物件災害共済会から補てんされるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。20ページをお開き願ひします。

款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費、節13、委託料では、水路台帳システム構築委託料として、460万円の追加補正をお願いするものでございます。

その内容といたしましては、水路台帳及び水路占用台帳をデータベース化し、管理システムを構築するものでございます。本委託料は、緊急雇用創出基金事業補助金を受け実施するものでございます。

続きまして、22ページ、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目13、委託料では、訴訟委託料346万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。

その内容としましては、弁護士費用と訴訟事務費でございます。

節22、補償、補填及び賠償金では、賠償金2,049万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

この賠償金は、損害賠償請求控訴事件における和解の解決金でございます。

目2、道路維持費、節13、委託料で

は、橋梁保守点検委託料として、800万円の追加補正をお願いするものでございます。

その内容といたしましては、市内の道路橋36橋を対象に保守点検を委託するものでございます。この委託料につきましても、緊急雇用創出基金事業補助金を受け実施するものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

私も4年前に1年だけ建設常任委員をさせていただきましたけれども、久方ぶりのまた建設常任委員ということで、しっかり胸を借りて勉強するという思いで頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、若干質疑をさせていただきますと思います。先ほど説明がありました項目の中で、もう少し詳しく教えていただきたいというふうなことがあります。

一つは、先ほどありました訴訟委託料及び賠償金の金額についてですが、歳入のところでは、これが2,576万3,000円という金額で、歳出のところでは訴訟委託料と賠償金と合わすと2,396万3,000円となります。この金額の開きについて、どういうふうになっているか、ご説明をお願いしたいと思います。

それと、もう一つは、この20ページの農業水路関係で、水路台帳システム構築委託料で460万円ということになってますけれども、これは緊急雇用創出基金を使うということですが、もう少しどういうふうな内容になるのか。そしてデータ化をするということで、どうい

うメリットがあるのか。本当にこれは必要だからやるのか。それとも緊急雇用でお金がつくのでやっとうかというふうな事業なのか。必要だというそこら辺を、少しわかるように説明していただきたいと思うんです。

それから、もう1点の22ページの橋梁保守点検委託料についてですが、これにつきましても、もう少し趣旨というんですか、実際にどういうふうにされるのかということと、やっぱりその必要性、これはもう絶対にやらなアカンことなんだというそこら辺を私が納得できるように、説明をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 まず、第1点目にございました、歳入の損害賠償保険金2,576万3,000円についてでございます。これは先ほど部長が説明しましたように、これに含まれているものとしては和解に関する解決金、第1審、第2審の弁護士の着手金、報償金、それで訴訟の事務費などの訴訟費用などでございます。

まず、このときの保険の最高限度額というのが、支払いできる上限額が2,000万円でございます。そういう保険に入っておりますので、この和解額が2,050万円という形になっておりますが、保険で補てんされたのが、まず保険金が2,000万円ということでございます。

あと弁護士の着手金としましては、1審の方が弁護士費用が126万円、2審の弁護士費用は94万5,000円、合計の220万5,000円でございます。

あと報償金につきましては、弁護士報酬規定に基づき、賠償請求金から解決金額を引いた7,946万2,005円につきまして、率を掛けて算入していきますと、約323万円ほどになってきます。

あとは訴訟にかかる事務費用と、転落の実験のための人形を購入しました。

その費用が約47万5,000円。これにつきまして、先ほど部長が補足説明しましたように補てん率、2,000万円を2,050万円で割った率、97.6%という額が、保険で本市の方に入れていただくお金となっています。このお金が約591万円となりますので、合計、先ほどの2,000万円と加えますと、2,576万3,000円という形になっております。

歳出でございますが、今回はもう第1審の弁護士費用、そして第2審の弁護士費用の着手金につきましては、もう支払い済みになっております。人形の購入費も、もう支出してるということになりまして、今回支払いますのは報償金と訴訟事務費用、報償金は先ほど言いました323万円ほどになっております。あと訴訟費用は裁判に係る印紙代やコピー代の実費の請求がございまして、現在のところ23万円ほどになっております。この合計が346万4,000円ということでございます。

次に、橋梁保守点検委託料の方ですが、私どもの方の橋りょうといいますのは設置後、昭和40年代につきましては、もう40年ほど経過していることで長くなってきております。

平成8年度に点検という形で、当時の32橋につきましては、点検保守委託で点検作業を行っております。今回、それに加えて新たにできました橋、なくなりました橋を精査しまして、36橋につきまして保守点検、それを実施したいと思っております。

保守点検におきましては、やっぱりコンクリートの具材もございまして、鉄の具材もございまして大

阪府の点検項目がございまして、それに基づきまして、目視をもって点検していただくと、そういう形の委託を考えているところでございます。

これにつきましては、今、国の方では長期修繕につきましては、期間が一定になると市の方の負担も大きくなるという形で、長期的な計画を立てて、修繕、補修を実施することにつきましては、補助金制度がございまして、それが25年までの補修計画を立てまして実施するという形になりますと、補助金が出るということでございますので、それに向けて準備と言いますか、データを集めて、できましたら現在のところ補助制度がございまして、その補助金制度をもって補修を行ってきたいということを考えているところでございます。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 まず、水路台帳をデータベース化するには、どのようなメリットがあるのかというお問い合わせでございますが、データベース化することの大きな目的の一つに、水路の所有権や維持管理、また明示に関する情報などを時系列的に整理し、新たに管理システムを立ち上げまして、担当職員だけではなく課全体の職員が、市民からの問い合わせや他の関係者の調査などに迅速、また正確に対応できるような事務のマニュアル化で、省力化を図ってまいっております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 説明いただきましたけれども、最初の賠償金額の話は、たくさん説明してくれはってありがたかったんですが、たくさん聞いたので、よくわからなくなってしまいました。

端的にこの金額の差の分は、これとこれだということを言っていたらいいので、内訳を言うていただいたらあり

がたいんですが、もう1回、この分とこの分が、収入の部分では今回の中で漏れてますということをお願いしたら結構なんですけど、再度お願いします。

それと橋梁保守点検委託料でございますが、36本の橋について保守点検をしますということで、計画的にやっていくというのは、よくわかったんですが、これは本当に必要なんだと。今、本当になかなか予算が組めなくて、保守点検ができていないという部分について今回できたから、そういう基金を使ってやるということの答えかなと思ってたんですけど、そういう観点からお聞きをしてたんですけど。

確かに、結構やっぱり築造後、傷んでいるような橋もあるように見受けられますし、その辺の実態、摂津市の橋りょうの、これから36本ということですが、この橋りょうの実態、築後年数も含めてですけども、もう少し必要性について実態等を踏まえて、説明をお願いしたいと思います。

それから、水路の台帳のお話でございますが、確かに事務が迅速化されるということでは、メリットがあるのかもわかりませんが、今、どうしてもやらなあかんことなのかどうかという理解は、なかなか今の答弁では難しかったと思うんですけど。

こういう時代ですから、どんどん何でもOA化をしていくという時代ではありますので、土木関係の部分については、これからやっていかなあかんというようなこともあるのかもわかりませんが、これはもう結構です。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 今回、歳出におきまして含まれていないものは、第1審、第2審の弁護士の着手金、訴訟費の中に人形を

買った購入費の分は抜けております。

あと橋りょうの点検でございますが、私どもは2年に1回、道路のパトロールという形で実施しております。あくまでコンクリートの表面の状況、ひび、あるいはクラック状態、舗装の状態というものについては、問題になります安全柵の高さなどにつきましては、把握するように努めております。

しかし、根本的になりますところの中の問題、クラックの問題、鉄が腐食しているとか、そういう問題につきましては、なかなかわからないことがございますので、普通一般的には5年で、定期点検という形で国の方は出されていると。各市の方では、なかなかそういう費用もないんで、全国の市町村レベルになると、ほとんどが出してないような状況でございます。

委員が先ほどおっしゃいましたように、私どもの方としましては、ずっと放っておくわけにはいきませんので、やっぱり5年レベルで定期点検等は出したいと思っております。

今回こういう機会がございましたので、定期点検という予算措置のできるものでしたら、実施していきたいと。今後はどうするかと言いましたら、先ほど申しましたように、国費がついてくるものにつきましては、国費でもって保守も考えていきたいという考え方をしております。

○山本靖一委員長 藤井次長。

○藤井土木下水道部次長 損害賠償の件につきまして、わかりづらい部分があったかと思っておりますけれども、簡単にご説明いたします。

この裁判におきましては、平成19年に本市の方に、約1億円の損害賠償を求めて提訴されたものでございます。

このたび和解ということで、先日の議

会におきまして和解の案を上程させていただきまして、議決を賜った内容でございます。平成18年に事故が起りまして、平成18年に本市が加盟しておりました保険、道路管理瑕疵保険に入っております。そのときにおきましては保険の金額と申し上げますのは、1名につき2,000万円というのが保険金額でございました。このたび和解におきまして、解決金となりましたのが2,050万円でございます。ということでございますので、解決金に際しましては、本市からは2,050万円というものを支出するわけでございますけれども、保険会社からは2,000万円が入金されるものでございます。

補正予算におきましては、2,049万9,000円という形で補正予算を組んでおりますが、このことにつきましては、賠償金という名目で以前から1,000円というものが予算しておりましたので、その足らず分の2,049万9,000円を補正しておるものでございます。

続きまして、以外の金額でございますけれども、当然、うちの方が平成19年に訴えられまして、弁護士委任しております。弁護士委任に対します弁護士費用といたしまして、1審で126万円、2審、これは控訴したわけですが、2審の着手金が94万5,000円という形でございまして、これがトータル220万5,000円でございます。

そのうち保険会社から、もう当然その弁護士費用も補てんされるわけでございますけれども、この金額につきましても2,050万円ということから、2,050万円分の2,000万円ということが補てん率でございまして、先ほど部長が説明いたしました97.6%というの

が、その値する摂津市は2,000万円が限度ですと、解決金は2,050万円ですので、すべてにおいて97.6%ですと、補てんされるのはということになりますので、着手金につきまして、220万5,000円の出費に対しまして、補てんされますのが215万1,219円という形で補てんされてまいります。

続きまして、先ほど申し上げました約1億円という形で訴えられた中で、今回2,050万円で解決しますよということになりますので、逆にその差額が勝ち取ったと言いますか、その金額になりまして、その勝ち取った金額に対しまして、弁護士に対しまして成功報酬金というのが支払われまして、その金額が今現時点での概算ですけども、322万7,553円。これも同じように97.6%かかりまして、保険会社からは314万8,832円という金額が補てんされるわけです。

続きまして、今度は訴訟費用でございます。訴訟費用と言いますのは、それ以外にかかる金額でございまして、例えば1審目は訴えられましたので、裁判所に対して印紙というのを貼ってはおりませんけれども、2審目、我が方から控訴いたしましたので、印紙代等も含まれまして、その訴訟費用というものは、かかった費用は47万5,280円でございます。

その内訳としましては、事務費用といたしまして23万6,195円。それから2審目で高等裁判所の方に申し入れておりました。人形を購入いたしまして、その人形で再実験したいと。こういうふうに申ししておりましたが、結果、購入はいたしましたけれども、使用に至らなかったという内容の人形の金額が23万9,

085円でございます。これに対しましても保険会社から補てんされて、トータルで97.6%、これも補てんされず。訴訟費用、トータルで47万5,280円に対しまして、97.6%で46万3,687円。

今回のこの裁判にかかりました費用と申し上げますのは、今回のこの解決金すべて含めまして2,640万7,833円、これに対しまして保険会社から補てんされますので2,576万3,738円ということになりますので、一応、今のところ歳入としまして、2,576万3,000円が今回の補正いただいております。

歳出、これにつきましては、差額が約180万円でございます。この歳出につきまして180万円が何であるねんやと、こういうことになるわけですが、大きくは先ほど申し上げました2,049万9,000円。あと平成19年の裁判になっておりますので、着手金等につきましては、平成19年度で見てきたものと、こういうふうな内容での歳入と歳出の違いになっております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 訴訟に関しては、よくわかりました。

もう最後ですが、この橋梁保守点検の方ですけれども、やっぱり私自身もまちの中で、ああ、この橋は足元が傷んでいるなあとかという、もうさびてペンキ塗らないと、このままいくともう腐食していくなあというようなことが非常に気になるような橋もあります、現実に。どうもやっぱり全体的にはつくったら、その後の保守点検というのがおろそかになっているような気もすることがありますので、このことをやっぱりこの際しっかり調査していただいて、計画書を先ほどつ

くるということでしたので、そういう優先順位も含めた補修計画をしっかりとつくっていただいて、保守点検をしっかりといただきますことを、お願いしておきまして、質疑を終わります。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原田委員。

○原田平委員 さきに可決されました議案第45号にかかわって、保険金の歳入等あったわけではありますが、訴訟の和解の内容の中に第3項で、正雀本町1号線のいわゆる防護柵の設置の約束をされておられます。これについて早急に改修工事を行うことを約束をされているので、どういう見通しを立ててやろうとされておられるのか、その点だけお聞きをしたいと思います。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 この防護柵につきまして、前は部長の方からも、早急にやりますという約束をされておりました。

それにつきましては、私どもで設計という形は、もうとうに終わっております。この設計というのは、今の既設の柵は車どめという形でありますので、その前に人が転落しない柵をつくるのはどうだろうかという形で、これによりますと車がぶつかってももたせるということは、昔の柵ができると。人の転落は前の柵で図れると。二つを分離することによって、費用は削減できるという考えを持ちまして、設計はもう終わっております。

あとは契約を待って、直ちに着工したいという形の段階になっております。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第41号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時28分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 野原修